令和9年度
保育所・認定こども園・幼稚園
入所申込み案内



令和9年4月からの入所を希望されるご家庭は、

令和8年

12 月7日(月)～12 月18(金)

までにお申込みください。

詳しい受付時間・場所についてはp. 3「入所申込みの受付について」をご参照ください。

※ご都合がつかない場合は下記の連絡先までお願いします。

【お問い合わせ先】
〒895-2511 伊佐市大口里 1888 番地
伊佐市役所
こども課 保育係
TEL(0995)23-1311(内線 1220)

添付書類チェック表（網掛けは必要な方のみ）　提出する前にチェックをお願いします

支給認定申請書兼利用申込書（新規）		家庭調査票	
保育所等利用申込書（継続）		保育料連帯納付誓約書	
就労証明書 （自営業・農業の方は確定申告書等の写しを添付）		多子世帯保育料軽減同意書	
		第３子以降保育料無料化申請書	
保育を必要とする理由書（兼誓約書） （就労以外の理由で保育利用を希望する方）		障がい・療育等の手帳	

・印鑑のもらい忘れはありませんか？
・申請書兼利用申込書（新規）は**裏面にも記入するところ**があります

保育所・認定こども園・幼稚園の入所申込み

入所申込み時の注意事項

書類がすべてそろってから受付けます。

●申込み案内は必ずお読みください

●**菱刈庁舎での入所受付は行いません**

●１２月中に申込みをした方を優先的に決定しますので、期限内での申込みをお願いします

●翌年１月以降に申込みをした場合、各月末に内定します

●添付書類の不備等がありますと決定に遅れが生じるおそれがあるため、不備があった場合は速やかに追加提出等をお願いします

●**修正液（テープ）使用不可⇒二重線を引いてください**

●関連書類に記入の際はていねいにはっきりとご記入ください

●転入してきた人や市外に住んでいる人は必ずマイナンバーをご記入ください

●令和８年１月２日以降に伊佐市へ転入した人の税情報は、転入元の市町村へ情報照会を行いますが、税情報を取得できない場合（どなたかの扶養に入っている場合や収入がなかった場合等）は令和８年度所得課税証明書の提出が必要となります。

●受付の際に本人確認を行います。本人確認のできるもの（免許証やマイナンバーカード等）をご持参ください

保育認定を希望する方へ

●継続入所申込みの方で、新しくきょうだいが新規入所希望の場合、きょうだいの新規申込書を提出する必要があります（保育所等に置いてあります）

●希望者多数の場合、入所選考基準表《保育を必要とする理由をポイント化した表》を基に優先順位が高い方から決定します

●保育理由が変更したときは、必ず届出をお願いします（退職・出産等）

●期限内提出厳守

12 月 18 日（金）までに提出を！

入所申込みの受付について

申込書ほか添付書類および印鑑をご持参ください。

◆申込書の配布場所

〇保育所・認定こども園・幼稚園に入園中の人 ▶ 入園中の保育所・認定こども園・幼稚園
〇新規で申込みの人 ▶ こども課（大口庁舎）・地域総務課（菱刈庁舎）
子育て支援ｾﾝﾀｰ（ﾙﾋﾟﾅｽ・まむさる～ん）

◆受付期間・場所　　令和８年１２月７日（月）～１８日（金）　※土日を除く

■保育所・認定こども園での保育認定を希望する人

受付日	対象者	場所・時間
12 月 7 日（月）～ 12 月 18 日（金）	保育所及び認定こども園の**保育（２号認定・３号認定）希望者**（市外施設を含む）	こども課（大口庁舎）9 時～19 時

■認定こども園での教育認定を希望する人

受付日	対象者	場所・時間
12 月 7 日（月）～ 18 日（金）	**教育（１号認定）希望者**	各施設開園時間

■幼稚園を希望する人

受付日	対象者	場所・時間
12 月 7 日（月）～ 18 日（金）	本城幼稚園希望者	学校教育課（菱刈庁舎）8 時 30 分～17 時 15 分

◆申込みに必要な書類◆

教育（１号認定）利用を希望する人

① 支給認定兼利用申込書(新規・継続)
② 施設で指定する書類
条件によって次の書類が必要
③ 令和８年度所得課税証明書 （※注意事項をご覧ください）
※令和８年１月２日以降に伊佐市へ転入した人で前住所地に照会情報が無い方のみ（後日提出依頼）
④ 障がい者手帳等

保育（２・３号認定）利用を希望する人

① 支給認定兼利用申込書(新規申込みの場合)
② 保育所等利用申込書(継続入所の場合)
③ 就労証明書
④ 保育を必要とする理由書
（就労以外の理由で保育利用を希望する人）
⑤ 家庭調査票
条件によって次の書類が必要
⑥ 保育料連帯納付誓約書（３歳未満児がいる世帯で保育所のみ）
⑦ 多子世帯保育料軽減同意書
（第３子以降で３歳未満児）
⑧ 第３子無料化申請書（第３子以降で３歳未満児）
⑨ 令和８年度所得課税証明書 （※注意事項をご覧ください）
※令和８年１月２日以降に伊佐市へ転入した人で前住所地に照会情報が無い方のみ（後日提出依頼）
⑩ 障がい者手帳等
⑪その他、保育が必要であることが確認できる書類
（母子手帳・診断書・在学証明書等）

◆申込みから利用までの流れ◆
※保育認定の場合

１２月：入所受付日に申込書・添付書類を提出する
１月：●保育の必要性・必要量を市が認定する ●選考基準に基づき、市が利用調整する
１月末：新規申込者に内定通知が届く（予定）
３月末：支給認定書と入所承諾書・保育料決定通知が届き、保育所入所が決定する
４月：保育所へ入所する

注意！
上記の「利用の流れ」は予定ですので、変更する場合があります。

◆保育を必要とする「理由」と必要とする「書類」

保育所等へ入所できる児童は、その児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当する場合です。該当する事由によって、提出書類が異なりますのでご注意ください。

保育を必要とする理由	提出書類	必要事項及び添付書類	
就労（パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）	就労証明書	会社員	職場の証明
		法人代表者	確定申告書の写し（確定申告していない場合は登記事項証明の写しや営業許可証の写しを添付）
		自営業	代表者→確定申告書等の写しや開業届の写しを添付 社員→代表者が証明
育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要		農　業	確定申告書等の写しを添付
		内　職	事業所の証明
妊娠･出産（産前 3 ヵ月、産後 2 ヵ月）	保育を必要とする理由書（兼誓約書）		母子手帳
保護者の疾病･障がい		保護者の疾病	診断書
		保護者の障がい	障害者手帳または介護認定証
同居または長期入院等している親族の介護･看護		家族の看護	診断書
		家族の介護	障害者手帳または介護認定証 ＋ 介護計画書、必要に応じて診断書
災害復旧			罹災証明等
求職活動（3 ヵ月の期限付き）			ハローワーク受付票
就学（職業訓練校等を含む）			在学証明書等
その他、虐待やDVのおそれがある等			

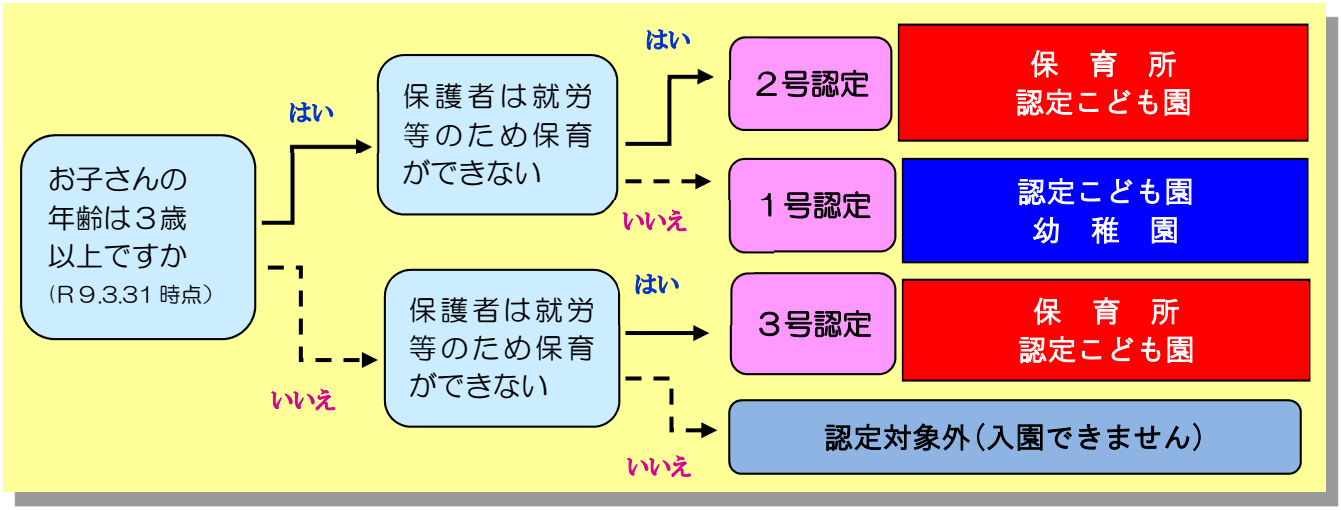
※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

◆保育の必要性の認定

子ども･子育て支援新制度では、保育所･幼稚園の利用を希望する場合、3つの区分で認定を受ける必要があります。認定後、市から「認定証」を交付します。

なお、認定申請は既に通園中の人も含め、入園を希望する人は全員必要です。

◆認定区分　　お子さんの認定区分を確認してください。



◆伊佐市の保育所・認定こども園・幼稚園の一覧

□保育所（２号・３号認定の児童）　（定員は令和８年度現在）

施設名	定員	開所時間	特別保育等				所在地（小学校区）	電話番号
			一時預かり	延長保育	休日保育	病児・病後児保育		
羽月保育園	３５	7:00～18:00	○	夜～18：30			羽月	22-6388

□認定こども園（１号・２号・３号認定の児童）　（定員は令和８年度現在）

大口さくらこども園	保育 50	7:00～18:00	○			◎	大口	22-8125
	教育 15	8:30～16:30						
さくらの里こども園	保育 50	7:00～18:00	○				大口	22-2327
	教育 15	8:30～16:30						
明徳寺森のこども園	保育 45	7:00～18:00	○	夜～18：30			大口	22-6195
	教育　5	9:00～16:00						
あゆみ未来こども園	保育 35	7:00～18:00	○				大口	22-5473
	教育 10	8:30～16:30						
みどり認定こども園（本園）	保育 70	7:00～18:00	○	夜～19：00	◎		大口	22-2611
	教育 10	9:00～16:00						
ひまわり認定こども園（みどり分園）	保育 40	7:00～18:00	○	夜～19：00			大口	23-5560
	教育　5	9:00～16:00						
こうようこども園	保育 30	7:00～18:00	○	夜～19：00			曽木	25-2155
	教育　5	8:30～16:30						
湯之尾こども園	保育 20	7:00～18:00	○	夜～19：00	◎		湯之尾	26-0640
	教育　5	9:00～16:00						
本城こども園	保育 50	7:30～18:30	○	短時間のみ夜～18：30			本城	26-4161
	教育　5	9:00～16:00						
田中認定こども園	保育 35	7:00～18:00	○	夜～19：00			田中	26-1016
	教育 10	9:00～16:00						
大口幼稚園	保育 50	7:00～18:00	○	夜～18：30			大口	22-0450
	教育 15	8:20～16:30						
慈光保育園	保育 50	7:30～18:30	○	朝７：00～夜～19：30			菱刈	26-2145
	教育　5	9:00～15:30						

（◎は他園に通園していても利用できます）

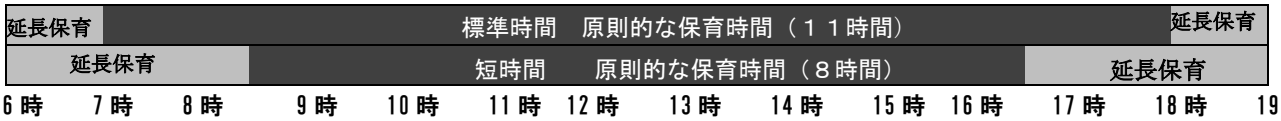
□幼稚園（１号認定の児童）

本城幼稚園	３０	9:00～14:30		本城	26-0185

◆保育の必要時間（2号･3号認定）就労を理由とする場合、次のいずれかに区分されます。

保育の必要時間の区分	保護者の就労時間
保育標準時間（最長１１時間）	１か月あたり１２０時間以上の就労
保育短時間（最長　８時間）	１か月あたり４８時間以上１２０時間未満の就労

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、４８時間です。
※区分された時間以上に保育を希望される場合は、延長保育による対応となります。
※保育標準時間と保育短時間では、月額保育料が異なります。



※就労状況で、保育時間を決定します。詳しくはこども課までお問い合わせください。

◆優先利用について

同一の保育所・認定こども園・幼稚園の申し込み数が定員数を超えた場合は、世帯等の状況を考慮のうえ優先度を判断し、利用調整を行います。

□優先利用の対象となる事由

○ひとり親家庭	○児童に障がいがある
○生活保護世帯（就労が自立支援につながる）	○育児休業が終了する
○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	○きょうだいが同一の施設利用を希望
○虐待・ＤＶのおそれがある	○その他、市長が必要と認める

◆保育料について

～お子さんの保育にかかる費用について～

お子さんを保育所等で保育するときには、お子さん１人につき必要な費用（人件費、事業費、管理費等）が国の基準で定められています。

この費用は、国・県・市・保育料（保護者負担額）により分担され、お子さんの安心・安全な保育を行うために活用されています。**（３歳以上は国の制度により無償）**

伊佐市の保育料は、保護者の負担軽減を目的として国で定める保育料の基準よりも低く設定しており、この減額された部分は『子育て世帯への支援』として、伊佐市の一般財源から追加で負担しています。

≪国基準の保育料に基づく負担内訳≫

保育に必要な費用			
国からの補助金	県からの補助金	*伊佐市*	保護者負担金

≪伊佐市の保育料（低く設定した保育料）に基づく負担内訳≫

保育に必要な費用				
国からの補助金	県からの補助金	*伊佐市*	*伊佐市（追加）*	保護者負担金

毎年９月が保育料の切り替え時期となります。（下図は令和９年度の場合）

４月	５月	６月	７月	８月	**9月**	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
令和8年度の市民税額に基づく保育料					令和9年度の市民税額に基づく保育料						

□保育料の契約と支払方法

施設	契約	支払方法	
認定こども園	各施設	**直接施設へ支払い**	
本城幼稚園	市教育委員会 学校教育課	市教育委員会　学校教育課へお問い合わせください	
保　育　所	市（こども課） ※原則として、**『口座振替』**です。	口座振替	引き落としは毎月末日です。ただし末日が日曜祝日の場合は、翌平日となります。 ※12 月は 25 日頃が引き落とし日です。 【申込方法】金融機関へ直接お申込みください。引き落としする通帳と通帳印が必要です。
		納付書	毎月上旬、市（こども課）から当月分の納付書を送付します。 納期限は当月の末日になります。 【納付先】各金融機関窓口・コンビニエンスストア

注　意

●保育料は期限内に納付してください。確認できない場合、翌月２０日頃督促状を発送いたします。
●保育料を滞納すると、児童手当等から差し引く場合があります。
●納付意思がみられない場合は、給与・財産の差し押さえにより、滞納処分する場合があります。